

岸本温泉ゆうあいパル温泉プールの無料利用券を交付します

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、岸本温泉ゆうあいパル内の温泉プール無料利用券を交付します。

対象者 町民(医師による運動制限を受けていない方)

利用期間 4月1日～平成27年3月31日

申請窓口 福祉課または分庁総合窓口課

受付開始 4月1日から

注意事項

- ・利用券は、プールでのみ利用できます。
(入浴される場合には、別途入浴券が必要)
- ・利用券は、交付を受けた本人以外使用できません。
- ・利用券は、再発行できません。
- ・ご利用の際には、施設で本人確認をしますので、確認できるもの(免許証、保険証など)をご持参ください。

水の中では「浮力」によって下半身への負担が少なく、腰痛や関節痛などのトラブルを抱えた人でも安全に運動することが出来ます。水中での運動は、水の抵抗によって歩くだけでも相当の運動量になりますので、体力づくりに有効です。また、全身の筋肉が伸びて血行が良くなるなど、生活習慣病予防にも最適です。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

ゆうあいパルの利用料改定のお知らせ

平成26年4月1日から岸本温泉ゆうあいパルの利用料が改定されます。

入浴及び温泉プール利用		温泉プール利用のみ	
中学生以上	620円	70歳以上の町民の方	310円
小学生	310円	障がい者、要介護者等	310円
未就学児	210円		
入浴のみ		回数券	
中学生以上	510円	小学生以上	310円
小学生	310円	未就学児	210円
未就学児	210円		
		回数券1	入浴及び温泉プール利用券(中学生以上)×12枚綴り 6,170円
		回数券2	入浴券(中学生以上)×12枚綴り 5,140円
		回数券3	温泉プール利用券(小学生以上)×12枚綴り 3,090円

※**下線部分**が変更になります。

【問い合わせ先】 岸本温泉ゆうあいパル ☎68-5526

溝口保育所でも一時保育事業を実施します

利用理由の例

- ・保護者が週2、3日程度就労する
- ・保護者の病気、出産
- ・冠婚葬祭
- ・保護者のリフレッシュ

一時保育事業とは

一時保育事業は、保護者のパート就労や病気その他の理由により、家庭での保育が困難な場合に、一時的に児童を保育所でお預かりする事業です。一時保育事業は、保護者が働いていなくても利用できます。

実施施設 こしき保育所、溝口保育所

定員 1日概ね3人まで(保育所の状況により、ご希望の日にご利用できない場合があります。)

対象児童 満1歳から小学校就学前の児童(保育所に入所している児童は除きます。)

保育時間 保育所開所日の8:00～17:00(止むを得ない理由により18:00まで延長可)

利用限度 週3日以内(緊急の場合を除きます。)

利用方法 実施保育所へ電話で相談のうえ、直接申込みください。利用にあたり、登録申請書の提出や町指定の病院での健康診断が事前に必要です。



利用料

年齢区分	1日保育	半日保育	給食を必要とする時	17:00～18:00の延長
3歳未満児	2,000円	1,000円	200円加算	100円加算
3歳以上児	1,000円	500円		

※半日保育…8:00～12:30または12:30～17:00

【問い合わせ先】 こしき保育所 ☎68-2122 溝口保育所☎62-1317 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当などの手当額が変わります

児童扶養手当額については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

また、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落した際に、特例法により手当額の引き下げを据え置いたことによる特例水準を解消するため、平成25年10月(-0.7%)、平成26年4月(-0.7%)、平成27年4月(-0.3%)の3回に分けて段階的に手当額が引き下げられます。

平成26年4月分からの手当額は、全国消費者物価指数の実績値(前年比+0.4%)と上記の特例水準解消分を合わせて、0.3%の引き下げとなります。

(月額)

手当の名称		平成26年3月まで	平成26年4月から
児童扶養手当	全額支給	41,140円	41,020円
	一部支給	41,130～9,710円	41,010～9,680円
特別児童扶養手当	1級	50,050円	49,900円
	2級	33,330円	33,230円
特別障害者手当		26,080円	26,000円
障害児福祉手当		14,180円	14,140円
経過的福祉手当		14,180円	14,140円

※手当の月額は、物価変動などの要因により、改定される場合があります。

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 ☎68-5534